

令和3年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を支援し、地球温暖化防止を推進することを目的とし、太陽光発電システム装置（以下「対象システム」という。）を設置する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 河北町内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅
- (2) 住宅付属建築物 住宅と同一敷地内にある住宅に付属する車庫、物置等の建築物（別棟を含む。）
- (3) 事業所 河北町内において事業の用に供する店舗、事務所、営業所及び倉庫等の建築物
- (4) 対象システム 次に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 対象システムにより発電された電気が、住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの
 - イ 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が10キロワット未満であること
 - ウ 未使用品であること
 - エ 電力会社と電力受給契約を結んでいること

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象システムを新規に設置する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人 河北町内に住所を有し、又は有する予定の個人で次に掲げる要件をすべ

て満たす者

ア 申請時において町税等の滞納がなく、実績報告時に河北町内に住所を有する者

イ 対象システムを、住宅、住宅付属建築物、当該住宅が存する土地又は当該住宅が隣接する土地へ設置する者

ウ 借り受けている住宅、住宅付属建築物又は土地へ設置する場合は、その所有者から対象システムを設置することについて、書面による同意を得ている者

(2) 法人又は個人事業主 河北町内に事業所を置く法人又は個人事業主で次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 申請時において、町税等の滞納がない者

イ 対象システムを事業所、当該事務所が存する土地又は当該事業所が隣接する土地へ設置する者

ウ 借り受けている事業所又は土地へ設置する場合は、その所有者から対象システムを設置することについて、書面による同意を得ている者

エ 対象システムについて、展示を目的として設置するものでない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、対象システムの太陽電池の最大出力に1キロワットあたり3万円を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を町長に提出しなければならない。

(1) 令和3年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の変更)

第7条 規則第7条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和3年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)を

提出しなければならない。

(補助金交付決定の変更及び通知)

第8条 町長は前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、令和3年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金交付決定変更通知書(様式第3号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了したときは、事業完了後1か月以内又は補助金申請年度の3月末日のいずれか早い日までに令和3年度河北町太陽光発電システム設置事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に定める書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 対象システム設置工事着工前の状況を示す写真(補助金交付決定後に撮影したもので撮影日を入れたもの)
- (2) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し又は注文請書の写し
- (5) 対象システム設置に係る領収書の写し
- (6) 申請者本人の住民票又は法人の登記事項証明書
- (7) 付近の見取図
- (8) 住宅又は事業所以外に対象システムを設置している場合は、設置場所から住宅又は事業所に連系されていることがわかる写真及び図面
- (9) 借り受けている住宅、住宅付属建築物、事業所又は土地へ対象システムを設置する場合は、当該所有者の同意を得ていることを証する書類の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(手続代行者)

第10条 補助対象事業者は、第6条に定める交付申請書の提出及び第9条に定める実績報告の提出について、対象システムの設置工事を行う、若しくは販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠実に実施するものとする。

(適用除外)

第11条 この要綱は、河北町持家住宅促進事業との重複申請には適用しない。

(協力)

第12条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等の協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。